

# 抗告許可申立書

平成26年5月23日

広島高等裁判所松江支部 御中

〒680-1165 鳥取市下味野415-1 (住所)

〒680-1417 鳥取県鳥取市桂見665-8 平和開発気付 (送達場所)

(電話 050-5867-9930)

(FAX 0857-54-1781)

申 立 人 宮 部 慎 太 郎

〒680-8571 鳥取県鳥取市尚徳町116番地

相 手 方 鳥 取 市

上 記 代 表 者 市 長 竹 内 功

上記当事者間の広島高等裁判所松江支部平成26年(行ス)第1号文書提出命令申立却下決定に対する即時抗告事件(原審・鳥取地方裁判所平成25年(行ク)第1号文書提出命令申立事件)(基本事件・鳥取地方裁判所平成24年(行ウ)第6号固定資産税等賦課徴収懈怠違法確認請求事件)について、同裁判所が平成26年5月22日にした下記決定(平成26年5月23日告知)は不服であり、最高裁判所に対し、同決定を破棄した上、更に相当な裁判を求めたいので、抗告許可の申立てをする。

## 第1 原決定の表示

本件抗告を棄却する

## 第2 抗告許可申立の趣旨

本件抗告を許可する。

との裁判を求める。

### 第3 抗告許可申立の理由

おって、抗告許可申立理由書を提出する。

#### 付 属 書 類

1 抗告許可申立書副本 1通